第5章　計画の推進

1　市の推進体制

(1) 下関市市民協働参画推進本部

庁内における推進体制として、市長を本部長とし本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い、全庁をあげて計画の推進を図ります。

(2) 下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言を行います。

(3) しものせき市民活動センター

市民活動の拠点施設として、市民、市民活動団体、事業者、行政などをつなぎ、地域社会の課題の解決に取り組む市民活動の支援を行っています。本計画においては、中間支援組織として市民活動の促進に重要な役割を担っています。

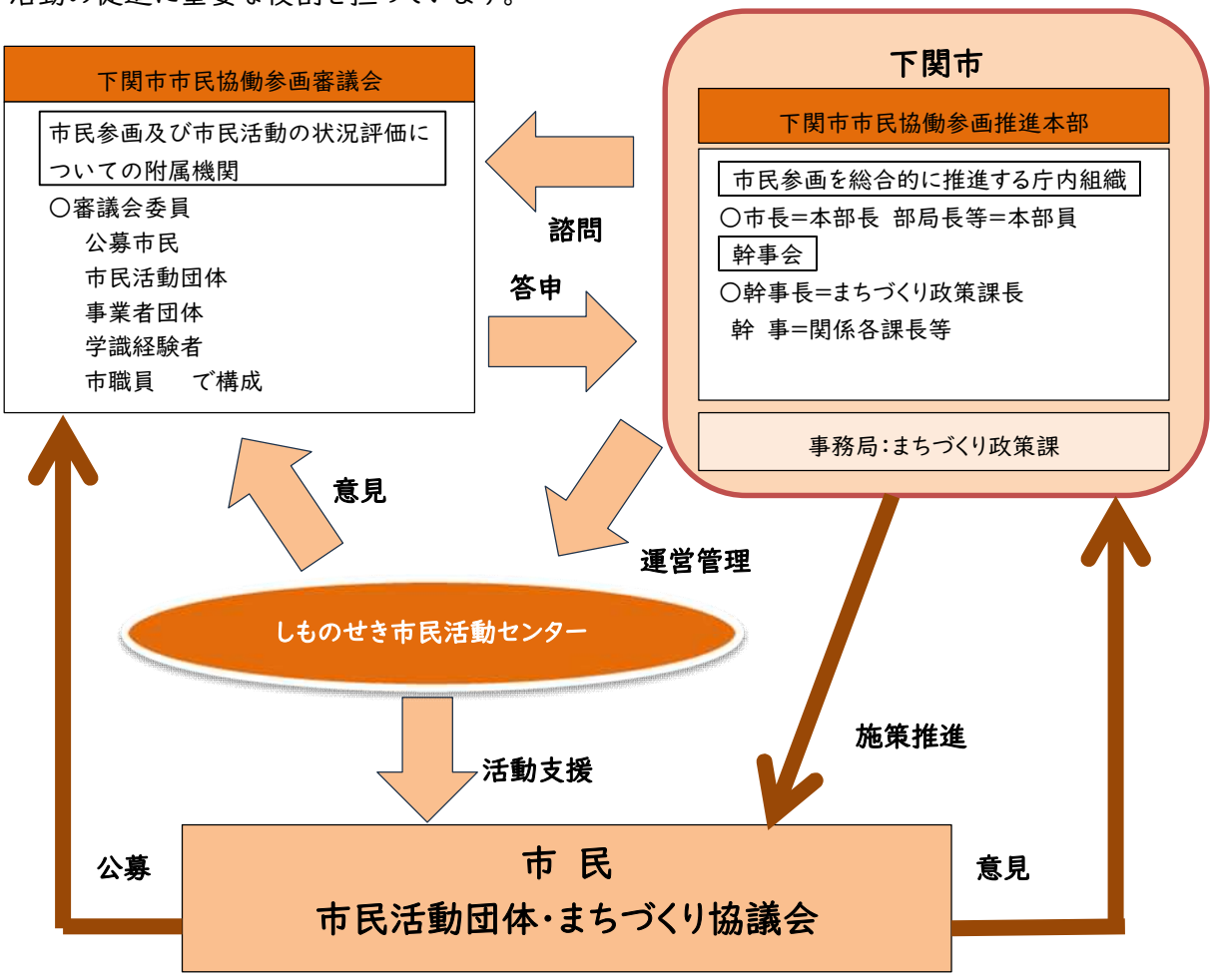

【図35　市の推進体制】

2 進捗状況管理・評価・公表

(1)進捗状況管理

本計画で示す施策の進捗状況は、下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告において、その状況を調査し把握します。

(2)評価

下関市市民協働参画審議会において、市民参画及び市民活動の状況とともに評価を行います。

(3)公表

市民参画及び市民活動の状況と併せて、市議会の所管委員会に報告するとともにこれを公表します。公表の方法は、下関市市民協働参画条例施行規則第3条に掲げる方法により行います。